

[TOP page](#)
[資料室](#)
[イベント情報](#)
[講師を探す](#)
[Worker's 広場](#)
[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [社会保障](#) | [社会保障～仕事編～【失業給付（基本手当）】](#)
[労働組合](#)
[労働者福祉・共済](#)
[一般教養](#)
[社会保障](#)
[労使トラブル法律相談Q&A](#)
[労働関係法](#)
[経営全般](#)
[人間関係とコミュニケーション](#)
[ライフプラン](#)
[男女共同参画](#)
[公務員関係法](#)
[日朝の歴史](#)
[7つの習慣](#)
[中東の歴史](#)
[ボランティア活動](#)
[環境活動](#)
[社会貢献活動](#)
[自己啓発](#)
[生涯学習](#)
[外交・防衛問題](#)
[資本論](#)

社会保障～仕事編～【失業給付（基本手当）】

失業期間中の生活を支えてくれるお金
【3つのQ&Aで失業給付を覚えよう！】

Q1 : 誰がもらえるの？

A : 失業した人

Q2 : 金額の目安？

A : 賃金日額の4.5～8割（給料額によって異なる）

Q3 : もらえる期間

A : 90～360日（年齢や失業理由で異なる）

雇用保険に入っていた人が失業すると、『失業給付（基本手当）』をもらえます。対象は、倒産や解雇、自己都合などで失業したものの、今後もは働く意思がある人。結婚や妊娠、病気の療養などで辞めた人は、当分働く意思がないとみなされるので、失業給付はもらえません。

そもそも雇用保険とは、会社員が加入する保険のひとつ。正社員だけでなく、派遣社員でもアルバイトでも、労働時間などの条件を満たすと原則的に加入できます。

手続き先はハローワークです。求職活動中の人しかもらえないので、退職したらすぐに手続きを。その後も、4週間に1回のペースで求職活動の状況を報告するなどの手続きが必要となります。

会社都合での失業は、7日間の『失業待機期間』後、すぐに給付が始まります。自己都合だとさらに給付制限期間が3ヶ月あるので、給付までに時間がかかります。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>>一覧へ戻る

[教育カリキュラム](#)

[日本国憲法](#)

[傾聴](#)

[語り部スキル](#)

[▶ キーワード検索はこちら](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.